

## 告 示

### 埼玉県告示第百四十二号

埼玉県虐待禁止条例（平成二十九年埼玉県条例第二十六号）第二条第六号の知事が告示で定める施設又は事業を次のとおり定め、平成三十年四月一日から施行する。

平成三十年二月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 施設

- イ 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第十二一条の四に規定する児童を一時保護する施設
- ロ 法第三十七条に規定する乳児院
- ハ 法第三十八条に規定する母子生活支援施設
- ニ 法第三十九条第一項に規定する保育所
- ホ 法第三十九条の二第一項に規定する幼保連携型認定こども園
- ヘ 法第四十条に規定する児童厚生施設
- ト 法第四十一条に規定する児童養護施設
- チ 法第四十二条に規定する障害児入所施設
- リ 法第四十三条に規定する児童発達支援センター
- ヌ 法第四十三条の二に規定する児童心理治療施設
- ル 法第四十四条に規定する児童自立支援施設
- ヲ 法第四十四条の二第一項に規定する児童家庭支援センター
- ワ 法第五十九条の二第一項に規定する施設

#### 二 事業

- イ 法第六条の三第一項に規定する児童自立生活援助事業
- ロ 法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業
- ハ 法第六条の三第三項に規定する子育て短期支援事業
- ニ 法第六条の三第六項に規定する地域子育て支援拠点事業
- ホ 法第六条の三第七項に規定する一時預かり事業
- ヘ 法第六条の三第八項に規定する小規模住居型児童養育事業
- ト 法第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業
- チ 法第六条の三第十項に規定する小規模保育事業
- リ 法第六条の三第十一項に規定する居宅訪問型保育事業
- ヌ 法第六条の三第十二項に規定する事業所内保育事業
- ル 法第六条の三第十三項に規定する病児保育事業
- ヲ 法第六条の三第十四項に規定する子育て援助活動支援事業

ワ 法第三十三条第一項又は第二項の規定による委託を受けて前号ロからワまでに掲げる施設の設置者又はイからヲまで及びカに掲げる事業を行う者が行う一時保護（同条第十項の規定により同条第一項又は第二項の規定による一時保護とみなされるものを含む。）

カ 前号リに掲げる施設において行われる法第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援事業以外の事業